

福祉改革時代における障害者施設

—語りからの施設コンフリクトと施設観—

佐々木 勝 一

1. はじめに—障害者施設に関する研究動向

これまで障害者施設（以下、施設）に関する研究は、社会福祉問題全体の中で、多くは制度・運営論において語られてきた。例えば、吉田が施設に関して「施設は保護施設からリハビリ施設まで広範囲であり、かつ複雑であるが、まず政策主体・利用主体・実践主体が力学的構造関係にあると言う認識が重要¹⁾」と述べているように、わが国の社会福祉事業の主たる一環として、施設の存在を既定して考察がなされている。

また右田は、施設に関する政策的視点から政策主体と実践主体に抑制的機能を持たせて、「対等な相互協力体系」の展開の必要性を述べ、施設の社会的位置づけの明確化の必要性を述べている²⁾。

私見としては、現在の施設に対しては、「評価すべきもの」「縮小・廃止すべきもの」という両義的評価が一般的になされているように感じている。例えば、近年の障害をもつ人への援助論としては、わが国においても1970年代後半になってノーマライゼーションの発達の中で、地域における自立生活実現のために必要な個別対応と、それに関係して施設内における処遇論に関する考察が進められた。例えば、秋山が「施設の社会化」という視点から、施設の閉ざされた状況からの脱却のために利用者、家族の希望が「施設の社会化」を進め施設関係者も同様に感じ始めた点であり、また施設を地域の社会資源として感じ始めた市民の意識、さらには福祉行政のコミュニティに対する視点の変化から整理している³⁾。しかし、現状の社会的認知として施設に求められているのは、

個々の障害をもつ人たちへの様々な権利保障下においても、真に当事者が生活するために必要な福祉サービスの構築と、現実的選択としての施設利用への議論も十分にされていない中での議論だと感じられている。

また、近年では障害をもつ人たちに対して、自立した地域生活を阻害するのが施設の存在である評価される傾向がある。確かに、一部の施設において起きた利用者に対する虐待などの権利侵害事件などは、施設の閉鎖性と管理側の論理優先により起きたものと考えられ、その存在を疑われるようなこともある。市川は、そのような施設内で発生する権利侵害である虐待について、その発生の共通要因として、

- ① 他人に管理される場
- ② ある共通の目的、事由により複数の多種多様な人間が混在する集団
- ③ 利用者にとっての選択の幅は限定的
- ④ 閉鎖性、隔離性を内包している場

などを挙げている⁴⁾。

さらに、現状の施設の共通する問題として、「人間関係」（特に援助者間）について述べ、援助者の職務が個人の価値観、人生観などに関わる仕事であることの人間関係の複雑さから派生する深刻さを示している。これらは、施設における生活環境の「閉鎖性」「日常性」という共通点が、施設が本来持つべき倫理観による浄化機能を麻痺させるために起きる施設内虐待の特徴としている⁵⁾。

一方、施設内の利用者に対する関わり方（援助方法、援助技術など）に関する研究はこれまでも数多くなされている。その多くは、障害をもつ施設利用者に対する人権尊重を重視した関わりを基礎とした日常的関わりに付いて述べたものである。また、2003（平成15）年に支援費制度が開始されて以降に目立つ援助論は、個々の利用者のニーズを重視し、援助者が段階的アプローチのための個別支援計画（ケア・プラン）を作成するというものである。ただ、この個別支援計画（ケア・プラン）について、その意義は「個別支援計画（ケア・プラン）を立てた援助者側の意識の変革」を重視している内容のものが多い。そして、その個別化されたプランが利用者の信頼の増加に繋がるとしている。つ

まり、援助者の利用者に対する視点の変化を促し、それが新たな援助関係の構築に展開するということである。これまでの被援助者主体の援助論からの転換について白石は、「このような傾向について社会福祉そのものに対する見方や考え方、社会福祉の仕組みや法制度、援助技術論などについて見直し、抜本的な改正や部分修正、さらには法制度や技術論などについてのメニューの開発が必要となっている」ことを指摘し、長期的展望と実態に即したものの必要性を述べている⁶⁾。

本論では、現在の障害者福祉の変革時における障害者施設の社会的認知における一事例としての施設コンフリクトを取り上げ、現状と今後の障害者施設について考察するものである。

2. 福祉改革時代と「新たな障害者施設像」

(1) 法・施策からの福祉改革

障害をもつ人たちに対する福祉は、わが国では1950年代より北欧で広まったノーマライゼーションの考え方が1970年代より伝わったことにより、バリアフリー、ユニバーサル・デザインという言葉などと共に、以前に比べれば社会的に理解が高まった。このノーマライゼーションとは、ブォルフェンスベルガー(Worffensberger, W)が「可能な限り文化的に通常である個人的行動や特徴を維持し、確率するための、可能な限り文化的に通常となっている手段の利用⁷⁾」と定義し、その理念をわが国の法・施策に取り入れたのが、障害者基本法である。

この障害者基本法は、障害をもつ人たちへの福祉に関する総則規定として1970(昭和45)年に創設され、2004(平成16)年に改正された。この障害者基本法は、第五条で障害を持つ人たちへの国民の理解を求めるために「国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。」としている。さらに、第六条で「国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。」

とされている。具体的に、どのような施策が国民に対する障害を持つ人たちへの理解を深めさせるのかは議論を要する。

しかし、現状においては、このような法の目的とは別に、障害を持つ人たちへの理解は望まれているほどに改善はしていない。例えば、これまでのわが国の障害者福祉施策の動向の結果、多くの障害をもつ人たちにとって最後の生活の場として入所施設を選ばざるを得ない現状がある。その要因の一つとして、わが国の障害者福祉が個々の障害者に対する地域生活支援という視点で構築されていなかったことがあげられる。また、それを推進してきた多くの障害者施策を規定している法が、障害をもつ人たちに対する社会的保護的施策を目的としており、その実現のために生活施設の基準規定を細部にわたって設けている。

今日の障害をもつ人に対する法・施策の多くは、今尚、障害を持つ人たち自身を社会的「対策」として捉えられている傾向が強い。前述の障害者基本法が改正される以前は、1970（昭和45）年に設立された心身障害者対策基本法がその顕著な例であり、今日において多くの行政文書の中に「対策」という表記が多いことも看過できない。

周知のように、2006（平成18）年度より新たに障害者自立支援法が施行された。今回の改正の必要性が経済的背景を要因であることはともかく、一般に戦後の障害者福祉において最も大きな改革である。これまでの障害をもつ人を社会的に更生・保護をするための施設主体福祉から個別的な地域生活支援を主体とした福祉サービスへの転換と就労支援を目的としている。さらに、これまで主として医療の範囲で実施されてきた精神障害者に対する援助を身体・知的障害者福祉と統合しての福祉サービス提供を行い、課題とされている精神病院長期入院患者の退院促進を図りたい意図がある。

しかし、今回の障害者自立支援法において強調されている障害者の自立と支援に対する概念は曖昧な内容で終始しており、介護の保障が自立を支援する主体であるのかのように捉えられている。これでは、福祉サービスである介護と生活の関係を障害をもつ人の自立・支援という名目ですり替えられていること

になる。

第二次大戦後、永く続いてきた措置費制度は、利用者に対して全額公費による福祉サービスを提供してきた。しかし、今回の障害者自立支援法では、地域生活を支えるために拡充した居宅生活支援事業(ホームヘルプ事業)を一部自己負担として、一層の地域生活支援の主たる福祉サービスとして位置づけている。また、地域生活支援は、介護以外に就労支援など多様なサービスが組み込まれているが、本来個々の望む生活を送る上で必要な援助は、これまで個別的生活の保障を実現して考えられてはいないことが課題である。それは、介護の保障がなされていれば、多くの障害者の生活が保障されていると捉えられてきたことに通じる。そのような捉え方から、今回のように介護部分を区分し、公的な審査を経由しての認定給付システムは、障害をもつ人たちに自らの生活のあり方を定型化することに繋がる。このような変化の中では、援助する視点において利用者個々の生活の価値という視点をより重視することであり、結果として障害をもつ人たちへのソーシャルワークの重要な課題の一つでもある。

(2) 一般的な障害者施設観から

そもそも障害者施設とは、どのような社会的意義を持ち、実質的な価値を生み出しているのでしょうか。本論では、歴史的経緯はともかく、現状の障害者施設に対して、一般的な認識である「閉ざされた空間」という視点から考察を行う。

現代の多くの障害者施設関係者は、利用者の個別化(例えば居室の個別化など)による「よりよい生活環境」の構築を意識している。しかし「閉ざされた空間」という障害者施設に対する一般的な認識であろう。これは、障害者施設への認識の前に障害者に対する「障害観」に起因する。つまり、多くの人びとにとって障害は遠い存在であり、平時から実体感が伴わなく、この感覚が施設にも同一視されている。このような背景について、小畑は障害をもつ人たちや特定の病者に対する差別の複合性を言説し、その解消が困難を伴うものであるとしている⁸⁾。しかも障害者施設は、現状まで様々な課題を内包したまま、数

的発達を続けてきた経緯があり、そのことが余計に問題を歪曲化させている。

これまで障害者福祉において中心的なサービスとして捉えられてきた障害者施設は、現在、身体・知的・精神の障害をもつ人たちが利用する施設として全国に約8,114ヶ所（2004年現在）あり、271,000人余りの人が利用している¹⁰⁾。そのような現状において、利用者が居住している施設（入所施設）は、2006（平成18）年に施行された障害者自立支援法において障害者の地域生活支援の名の下に、もはや「脱施設論」の声に、障害者福祉サービスにおいては不要の存在のようにも取り上げられることもある。その要因として、入所施設は、利用する障害をもつ人たちの権利侵害が発生しやすい場所として知られるようになったからである。しかし、この「脱施設論」に対して、障害をもつ人と関わっている援助者の意見として「共に生きるという大義名分を果たすために、方法論も持たずに開いた世界に無責任放り出すだけで支援にはならないということなんです。¹¹⁾」ということも多い。

一例として、2004（平成16）年3月1日にNHKの福祉番組「福祉ネットワーク 施設解体 どう進むのか」において、宮城県での知的障害者施設の入所施設解体を題材とした番組が放送された。番組の概要としては、大規模知的障害者施設（コロニー）の利用者を段階的に地域生活（グループホーム）に移行させる事例を取り上げていた。この番組放送後に、番組内容に対して、知的障害者親の会などを代表にして、現状での障害者に対する地域理解が乏しい中で、障害者を施設から外に出すことに不安、また、親の立場として「子離れできない親」の存在、さらにはわが国の障害者福祉においてはモデルとなっている北欧の福祉制度とわが国の現状の格差などを述べて、番組内容の偏りを問題とした¹²⁾。現状の社会保障制度改革の中で、国が進めようとする地域生活を主体とした障害者福祉施策と、全てではないが障害をもつ子どもの親としての意見が明確化した事例の一つである。

これまでの施設を福祉サービスの主体としてきた親の願いの代表事例が、重症心身障害（児）者（以下、重症児）に対するものである。前述のように近年のノーマライゼーションや在宅ケア、脱施設という理念が広まりと在宅医療技

術の進歩で、重症児に対する福祉サービスも在宅生活を可能にしている。例えば重症心身障害児（者）通園事業¹³⁾が1996（平成8）年度より開始されている。しかし、このような重症児に対する福祉サービスの移り変わりや在宅支援サービスの拡充は、現実には施設の縮小・廃止には至っていない。これは、重症児のケアには吸引や経管栄養などの医療的ケア、また理学療法士による専門的なリハビリテーションを必要とすることが多ために、専門施設が求められているからである。その結果、重症児の施設の定床数は増え続けている¹⁴⁾。つまり、今後の障害を持つ人たちへの施設は、より一層の医療、介護に関する専門的技術と能力、さらには利用する人たちの生活についての検証が求められる。

このようなことから、確かにこれまでの施設の負のイメージを抱かせる要因の顕著な事例として、M・フーコー（M. Foucault）やE・ゴッフマン（E. Goffman）が述べているように一部の少数者を特定の場所に集めて処遇する場面において起きる管理と隷従という主従関係に起因する事柄である。これは、現在の障害者施設において、時々事件として報道されている。しかし、現実には、わが国においては、障害者施設はこれまで増加の一途をたどり、今日の状況を作り出して来たのである。障害者施設は必要であるが、問題もあるという相反のイメージが一般に存在する。これでは、いわゆる「二律背反」という議論の枠内で、障害者施設が今後も存在し続けなければならない。高齢者施設も以前は同様の議論がなされていたが、近年の高齢社会の中では有効な地域の社会資源として、現在ではその認識が変わった。しかし、障害者施設に対する認識は、残念ながら、前述のようなままである。

（3）施設における障害をもつ人への援助論からの考察

これまでの障害をもつ人への援助理論は施設内外を問わず、発達保障を基底とする社会適応、教育的効果の向上が意図されたものが多い¹⁵⁾。これは、障害をもつ児童・生徒に対しては、学校教育において健常見教育に準じた内容を受け、個々の障害程度に応じた発達を、その目的としていることに起因している¹⁶⁾。そのような教育効果と同様な目的を、障害をもつ人たちへの訓練・更生

(リハビリテーション) 概念として施設処遇の中に反映させてきた。そこには、施設内での訓練・更生(リハビリテーション)を積んだ結果に、障害をもつ人たちの社会復帰・参加があるという図式がある。その結果、施設内において利用者と職員との関係が固定化し、市川が指摘するような「服従と同調による他律」という空間が出来上がるのである¹⁷⁾。

また、これまでのわが国の多くの障害者施設は、その設立に影響した社会背景の経緯、さらに設置目的からの建物構造から、最低限の生活スペースの提供だけで、個々の障害をもつ人たちへの援助場面への環境的な配慮は殆どなされていらない。しかし、今後はこれまでの限定的な利用者のための障害者施設からの脱却が必要であり、特に、援助者側の視点からも、重度の障害をもつ人たちに対する援助場面での意思表示や自己決定への深慮は、根源的な問題といえる。適切な環境による援助場面が、例えば言語的コミュニケーションが困難な障害の重い人たちに対しても、言葉を介さない非言語コミュニケーションの中にも存在する相互の意識に対する深慮が援助者自身を新たな援助関係への進展を生み出すことに気付くのである。

また、このようなことは今後、限定された施設利用者への対応だけではなく、近隣に在住する障害をもつ人たちへの多様な援助も行う必要がある。特に、心理的安定を図る場としての役割が求められ、そのための資源として既存の施設が関与できることが望ましい。

3. 施設コンフリクト

(1) 高齢者施設と障害者施設の感覚の違いから

2000(平成12)年に厚生労働省は、新規に開設する障害者施設に対する国庫補助協議の市町村に、それまで慣例的に求めてきた「地域住民同意書」の添付を廃止した。これは、施設の建設に対して当該地域の周辺住民が同意していることの証明として求められてきたが、現実には逆に地域住民が設置反対運動の象徴として同意書への署名拒否に利用されていることが多いからである。この

ように、障害者施設設置に対する反対は、これまでも全国各地で発生している。

地域住民からの障害者施設に対する意識は様々であるが、同じ社会福祉施設である高齢者施設と比較すると、その主観にあるのは「高齢観」と「障害観」の意識の違いであろう。「高齢者」に対する意識も高度経済成長期には、経済重視社会であり、勤労年齢を主体とした社会構築がなされていたので、高齢者は「働けない人」という認識で、その対応は医療・福祉に任せておけばよいというものであった。そのために一般病院には「社会的入院」と呼ばれる多数の高齢入院患者が長期滞留し、また高齢者の専門施設は土地確保のために、人里から離れた場所に建設されることが通常であった。しかし、その後の高齢化の進展が様々な社会変化を起こした。特に、「寝たきり老人」「認知症高齢者」等への介護負担が一般の人たちにとって大きな課題となり、対応が強く求められることになった。特に、高齢者施設に対しては、高齢社会の広がり、これまでの「収容の場」としての役割から、「生活の場」としての位置づけが変わったことが、設置数の増加を促し、同時に高齢者施設に対する認識も変化した。出来るだけ自分たちの生活圏内に設置を求めることになり、少子化に伴い閉校となった学校跡地や公共施設内に併設されたりする高齢者施設が増えた。つまり、一般の人たちには「高齢者施設は自分たちにとって必要な施設」という意識が高まったのである。しかし、障害者施設に対して、そのような意識は現在も殆ど広まっていないのが現状である。

古川は、このような現状に対して、「施設社会化論¹⁹⁾」という枠組みの限界と「コンフリクト」（抗争事態、緊張関係）という用語を用いて両者の関係を新たな視点から分析している。「施設社会化論」の視点から社会福祉施設と地域社会関係における緊張・抗争事態を、社会福祉施設を善として、紛争は地域社会の福祉施設に対する偏見・無理解に起因し、施設は所有する施設設備や機能を地域社会の利用に開放し、その理解を促していくべきと述べている²⁰⁾。

しかし、現実には、こうした施設の側からのみの視点では不十分である。多くの施設反対は、施設と地域社会との間の意識、価値観、あるいは利害の対立

とそこから生み出されてくる緊張・抗争関係という、双方向的な事態であり、単に相互に中心をなす組織や集団間に葛藤をもたらすだけでなく、それぞれの組織や集団の内部、さらには構成員の個人の内面にも強い葛藤をもたらしている。こうした視点から、「施設コンフリクト」を時間的、空間的に分析していくことの必要性、さらには「施設コンフリクト」を契機に、長期的にみれば両者の間により積極的な良好な関係を発展させる契機としても分析しうる可能性があることまでも考慮する必要であろう。

他の「施設コンフリクト」として、わが国では、ごみ焼却場などの公共施設や米軍基地、さらには原子力発電所関係施設を中心にこのような地域との争いは、多く存在している。その中で、障害者施設に関する地域反対の特徴としては、施設に対する社会的見方と障害をもつ人たちへの意識との混在の中で発起している。以下、事例から考察をする。

(2) K市の事例から

2001（平成13）年夏、H県のK市郊外の住宅地に同じ市内に存在する知的障害者入所更生施設（定員80名）の移転計画が表明され、その是非を巡って住民間に対立が起きた。それまでの当該施設が立地する場所は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流箇所として、国と県が災害対策を講じる指定地域に存在している。また、施設は市内に立地しているが旧市街と新興地域との間の山間部にあり、施設に繋がる道路には消防車、救急車が通過できないトンネルもあり、高齢化・重度化する施設利用者に対する安全確保が困難となっていた。

当初開催された地元の建設予定地域の住民説明会では、K市、宅地開発業者に対する批判が主であったが、徐々に今回の施設移転に対する住民の感情が明確になってくる。自治会が実施したアンケートには次のようなコメントが見られた。

「この周辺の地価が下がらないか懸念します。」

「(知的障害者のような) 良いか悪いかの判断が出来ない人が近隣に来るのは反対で

す。福祉を前面に出すと、反対する人は悪人にされる。ずるいです。」

「(当該地域外の) 利害が及ばない人たちの無関心エゴには、近隣住民の生活エゴで堂々と対決すべきです。」

「自分勝手、閉鎖的と言われるかもしれませんが、自分と家族のために選んだ環境を大切に、子どもに受け継がせたいだけなのです。環境悪化や危害が加わる恐れが、たとえ1%でも増えるのなら、賛成はできないのです²¹⁾。」

もちろん反対の意見ばかりではなく、施設を受け入れることに賛成をする住民もいた。特に、家族に障害をもつ人たちがいる住民は、今回の反対に心を痛めることになった。しかし、アンケート結果としては約7割の住民が施設移転に対して反対を表明した。

半年後、地元自治会は「移転に関する専門委員会」を立ち上げ、四つの部会に分かれて独自調査を行った。当該施設を見学を訪れ、職員から事情を聴き、また市内の住宅地にある三カ所の他の知的障害者施設も訪ねて、トラブルの有無を聞いた。さらに、不動産会社に地価への影響の確認を行い、障害者に関する法律を調べるなどの会を重ねた。

その二カ月後、委員会は、調査結果の多くは住民の不安を打ち消す下記のような報告書を作成した。

- ・ 設立前に反対運動が起きた他の施設でも、設立後はトラブルが起きていない。
- ・ 施設と不動産会社の土地売買契約に違法性はない。
- ・ 近郊の不動産会社数社は、施設が移転しても地価に影響はないと言っている。

さらに、委員会は報告書を基に、答申案を練る作業に入った。しかし、答申を前に委員会は、再び、移転容認と反対の意見がせめぎ合う論争の場が変わった。施設移転反対のメンバーからは「答申は反対が多い近隣住民の気持ちを尊重すべきである。利害の少ない地域を含めた判断は民主主義の横暴である。」との意見も出された。結局、委員会は次のように相反する二つの答申を出して解散した。

【主答申】「反対する客観的、合理的な理由はない」

【副答申】「住民の反対意見が強く、移転に同意できない」

提出されたこの答申は、更なる地元の混乱を呼び起こした。その後地域では、知的障害者が起こした事件の新聞記事コピーが配布されるなどの混乱が続いていた。このような状況に対して行政責任者であるK市は、地元住民の大半の了解が得られていることを移転条件の一つとしていたが、混乱解消のために積極的な関与は行わなかった。その後3年が経過した現在も、施設移転の結論は出されていない。

2006（平成18）年7月現在、施設移転について地元自治会とK市との間で継続している。

（3）事例への考察

この事例から分かることは、現在においても障害者施設は特別な意味を持つ存在であり、1970年代よりわが国においても認知されてきたノーマライゼーションという理念が広まったと思えるが身近な関わりとなると、このような事態が起こりやすいことである。

そもそも施設コンフリクトの定義としては「社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引き換えに大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域との間での紛争事態²²⁾」のことである。特に、障害者施設の中でも、近年では精神障害者が利用する施設に対する施設コンフリクトが、発生しやすい傾向がある。

これには、わが国のこれまでの精神障害者に対する対応が精神病院への入院主体から、近年の退院促進による地域福祉サービスの拠点作りが影響している。

1987（昭和62）年度に精神障害者共同作業所（306箇所）を対象に行われた調査では、回答のあった243箇所の作業所のうち、19施設（8.2%）が設立時に地域住民の反対を受けた。また1995（平成7）年に精神障害者の共同作業所、グループホーム、社会復帰施設（生活訓練施設、福祉ホーム、授産施設）を対象に行われた調査では、共同作業所の921施設のうち84施設（0.92%）、グルー

プホームの221施設のうち25施設（11.2%）、社会復帰施設の151施設で18施設（11.9%）が施設設立時に何らかの住民反対の影響を受けている。

他の障害施設のコンフリクトでは、1978年から1988年までの10年間で全国において32件起きている。この期間は、全国的に施設が増加し始めている時期でもあり、各地でこのような状況がみられた。この32件のうち、当初の計画通りに設置できたものが7件（21.9%）、条件付で設置できたのが7件（21.9%）、設置場所変更となったのが10件（31.3%）、計画自体が断念されたのが6件（18.8%）、継続審議しているのが2件（6.3%）である。しかし、その後の1989年から1998年に至る10年間では、障害者施設がさらに全国的に建設されたために²³⁾、施設コンフリクトが顕著となっている。この10年間では、全国の83件（107施設）でコンフリクトが発生している。内訳としては、計画通り建設に到ったのが16件（19.3%）、条件付きで設置ができた9件（10.8%）、場所の変更を余儀なくされたが30件（36.1%）、計画の断念が12件（14.5%）、継続審議が16件（19.3%）となっている。条件を付けて設置が認められたものでは、「施設の周囲に柵を設ける」「通所などの外出時は必ず施設職員が付き添う」などが、その条件となっている。²⁴⁾

このように、施設建設に反対する理由としては、共通項として「施設利用者（障害者）への恐怖感」、また施設が建設されることによる「街のイメージダウン」「地価の下落」などである。ノーマライゼーションの理念は広まり、一般的な障害をもつ人たちへの意識は、随分変化したのであるが、身近な接点では健常者主体の論理が動くことも現実である。

（4）「住む権利」からの考察

多くの施設コンフリクト事例において、その地域住民の反対運動が障害をもつ人たちに対して起こす権利侵害となっていることも重要な視点である。ここで、施設以外の地域住民にとって「迷惑施設」との比較から考えを進めてみたい。例えば代表的な「施設コンフリクト」となるゴミ焼却場や原子力発電所等の建設については、一般的に当該住民の意識を問うための住民投票が認められ

ている。しかし、障害者施設建設に対して住民投票の必要性は認められていない。吉岡は、この違いについてごみ焼却場や原子力発電所の建設問題が住民投票に委ねられ、その結果によって施設建設の可否が左右されることは、施設設置主体者たる事業者の経済的自由権（営業の自由）という基本的人権が一定の制限を被ることになるとしている²⁵⁾。しかし、このような事例についての住民投票は多くの場合、一般的に認容される。障害者施設建設の場合は、いわば少数者の人権抑圧を招きかねない案件（その代表的事案が障害者施設建設）であり、住民投票の対象から除外されるべきだと一般に論じられている。

ゴミ焼却場や原子力発電所といった施設と障害者施設の違いは、障害者施設が「人間が生活する場」であるということである。障害者施設を含み一般的に社会福祉施設に対して、その社会的必要性や重要性を前面から否定することは、現在では皆無であろう。しかし、多くの住民にとって自らの近隣に障害者施設が建設されることは容認しがたい、という感覚は、ごみ焼却場や原子力発電所の建設と同じものである。

そもそも障害者施設は、これまで述べてきたように一般社会においての生活が困難（家族による介護や見守りができなくなる、いわゆる「親なき後」）を理由にして、利用を開始する人が大半である。つまり、彼らの「生活の場」として存在するのが前提である。また、障害の有無に関わらず、人間にとって「住居」によって、外界からの保護、生命・生活の安全、安心を確保できる。名和田は、「住居」の意義について「単に屋根の下に寝起きするだけでは『住んでいる』とは言えない。『住む』とは、周囲の隣人と関係を結んでいくことである。²⁶⁾」と述べ、「住む」の意義の重要性を訴えている。「住む」ことは、人間の生（生命、生活）を保護保障し、家族を含んだ他者との交流の場の拠点である。これらは、人間としての最も基本的な権利である。施設コンフリクトで侵害される障害者の「住む」の権利は、施設であろうと地域であろうと最も基本的な権利に対する侵害であると言える。反対する住民の意識は、前述のように「障害者の生活」に対する反対ではなく、「障害」に対する畏怖の意識が強いことからであろう。それを助長させてきた要因として、これまでの多くの

施設が、施設利用者と地域内の住民との関係を構築し、就労や教育場面においての共生の可能性を高めようとするのが少なかったことが挙げられる²⁷⁾。

障害者施設といわゆる他の「迷惑施設」との比較について、さらに考察を進めたい。このような建設について「総論賛成、各論反対」という典型的なNIMB (Not In My Backyard) 症候群²⁸⁾は、施設が建設されることによる地元への利益還元と言う視点からも異なる面が見られる。例えば、原子力発電所建設では、その施設の設置による何らかの利益を得ることも少なくない²⁹⁾。

しかし、障害者施設の場合は、いわゆる「健常者」主体である一般地域住民からは、当該施設からは表面上の利益がないと感じられる³⁰⁾。また、住民からすれば、これまで何の地縁、関係のない障害者が近隣に住居することに対して責任はないという意識も当然感じる必要はないといえる。このことは、障害者施設に対する反対運動を一律に「地域エゴ」とは呼べないことにも関係している。また、筆者がK市の現地を訪れた際に、ある住民の話に「障害」に対する畏怖の感情も感じた。

「私は障害者を差別してはいけないことは分かっています。でも、以前、私の子どもが小さかったときに、バスの中で大きな障害者に突き飛ばされたのです。そして、その時にその障害者に付き添っていたお母さんが「家の子どもは、障害があるので仕方がない」と言ったことが忘れることが出来ない。」

障害をもつ人たちと長年関わってきた者として、このような事は稀なことだと思いたいが、多くの障害者（特に精神障害者）に対する危険・迷惑という一般的な感覚は否定できない。しかし、障害者施設に対する反対運動は、その場が「人間の生活する場」であるということから一定のスティグマを負った人間に対する「あからさまな排除」に対する忌避感も存在している。

このようなことから、障害者施設に対するコンフリクトの解消は、「障害」を他者の事として捉えている意識の変化が不可欠であり、その意識の変化によって根本的な解決を導くことになる。

(5) 社会全体の中での評価として

次に、施設コンフリクトを生じている当該地域から社会全体としての考察をすれば、前述のように障害者施設は建設当該地域において、一般住民にとっては施設からの恩恵を受けることは殆どないという意識が強い。また利用する障害をもつ人たちの「障害」に起因する要因とも直接的に関係がない。それに対して、当該地域以外の住民からすれば、当該地域住民に対する他の迷惑施設とされるごみ焼却場や原子力発電所に対する地域エゴという反論が生じることはない。結果的に、当該地域に対する他の地域住民の意識は、「現代のノーマライゼーションの時代に反した行為である」「弱者に対する虐めである」という意見が当然のように発生することになる。

今回のK市の事例においても、当該住宅地内でも施設建設予定地から離れた住民からは、施設建設に対して理解がある意見も少なからず聞かれた。その過程において、当該地域の施設建設によって直接関与する住民たちは、これまでの「突然に迷惑を受けている住民」と言う立場から、上述のような「障害をもつ人たちに冷酷な住民」というラベリングがなされるのである。そのことを危惧する住民たちは「障害者施設反対」ということは前面に出さなく、「巨大施設反対」というフレーズの転換を図ることが多い³¹⁾。つまり、住民の本心としては、「障害者施設=迷惑施設」という気持ちを前面には出さなく、生活環境の悪化などの理由に転化させることになる。このような点について先述の吉岡は『障害当事者を含む施設、当該地域の周辺住民、そして問題地域を大きく取り巻いている全体社会のあいだの「ホンネとタテマエの錯綜」こそが、福祉施設コンフリクト問題の大きな特徴であると考えられる。』と述べている³²⁾。

これまでは障害者施設コンフリクトは、社会学的ないわゆるマイノリティ論³³⁾とコミュニティ論³⁴⁾が交錯する部分に該当し、その視点からの考察がなされてきたが、社会福祉分野からは重視されることはあまりなかった。マイノリティに対する社会的課題としては、例えば前述の小畑が法哲学的視点から、水俣病患者に対する社会構造的な差別を「レトリックのパラドックス」として、「不

利な立場の少数者」による不条理な差別克服を目指すレトリック実践としての考察を行っている³⁵⁾。小畑は、「不利な立場の少数者」の異議申し立てを真剣に捉えるために、「有利な立場の多数者」が非反省的に受け入れている「共通感覚（常識）」を紺体から揺さぶりかけることの重要性を承認することについて強調している³⁶⁾。この「共通感覚（常識）」のパラダイム転換を図ることも社会福祉の大切な課題である。

4. 現代の障害者施設の特異性

(1) 障害形態別の施設

2006（平成18）年度より施行される障害者自立支援法では、これまでの33類型から新たに図のように6類型に変更され、特に施設サービスを利用者の生活を日中活動の場と生活の場として二つの面から提供するようになった（図1参照）。

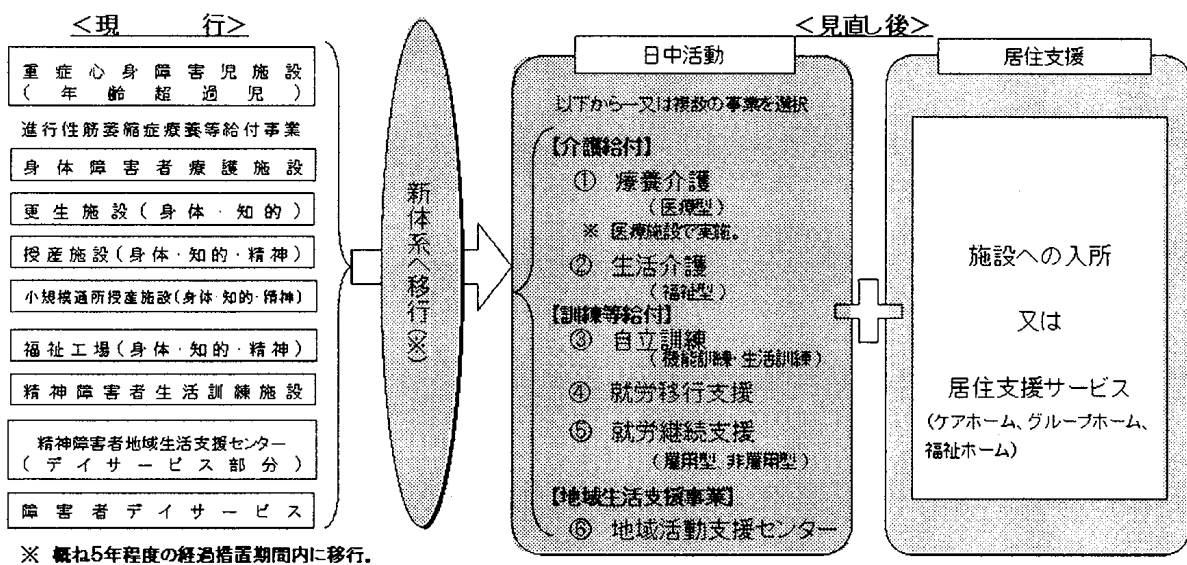


図1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料

また、就労への支援をより積極的に実施できるように就労への機会と継続が適切に実施できるように、これまでの授産施設を大きく見直しすることになっ

たことも興味を持たれる。今後概ね5年間で、障害者施設は大きくその形を変えることになるが、本論では、今後施設が障害をもつ人びとの生活の場として、どのように変化せざるを得ないのか考察する。

「駅近くの喫茶店で毎日食べるモーニングサービスが、一番の楽しみやねん。³⁷⁾」

この言葉は、神戸市内の知的障害者入所更生施設に約40年間入所していた男性が地域生活を始めて、自宅の団地から毎日、入所していた施設に作業参加のために通う際に、JR神戸駅近くの体験を述べたものである。一般の人たちにとっては何でもない体験が、長期に社会と閉ざされた生活を送ってきた彼には、新鮮で素晴らしいことと感じている。おそらく彼は施設での生活自体に、大きな不満を感じることはなかったのであろう。

「この施設のときは、正直、楽しいとか、しんどいとかいう気持ちはよくわかりませんでした。³⁸⁾」

という彼の言葉からも、施設内での生活ぶりが理解される。決まった時間で過ごしていく中で、彼の感情は平坦化され、喜びとか悲しみ、怒り、悲しみを感じることなく時間が過ぎてきたのであろう。この状態が、障害をもつ人たちが一般社会からの「保護・安全」を実現した生活と言える。しかし、彼は40数年ぶりの施設外での様々な体験を通じて生き生きとした感情が動き出し、それを素直に言葉に表現しているのである。このような施設利用者の声は、最近になりよく聞かれるようになった。そこには、障害の有無に関わらず、「保護・安全」の保障された空間での生活を送ってきた者の生の声が聞かれる。

わが国の障害者施設は戦後、障害別の法・施策が制定される中で、その数を増やしてきた経緯がある。それぞれの法・施策の制定時には、対象となる障害をもつ人たちへの生活の「保護・安全」を目的としていた。例えば、1949（昭和24）年に身体障害者福祉法と同時に制定された身体障害者更生援護施設は、

身体障害者の更生（リハビリテーション）による社会参加（主として就労）を目的として創設された施設であるが、創設当初よりその目標の達成は簡単ではなかった。しかし、施設の多くの生活の「保護・安全」のために利用の希望は高まり、1958（昭和33）年に更生援護施設での入所が可能となり、その後1963（昭和38）年には重度身体障害者更生援護施設も創設されることになった。

当初は生活施設としての入所利用のみであったが、1967（昭和42）年には通所利用も開始されている。結果的に、更生（リハビリテーション）により身体に障害のある人たちへの「（職業）訓練」と「自活させる職業を与える」という目的でスタートした施設は、現在においても改善が少ない障害者の雇用状況³⁹⁾から、就労による社会復帰は困難な状態が続いている。その結果、利用者の施設での滞留化となり、施設での生活を余儀なくされることになっている。しかし、一般的に障害者福祉サービスの向上は、「施設の増加」という意識から、その後も障害者施設は拡充を続けてきた。

確かに、障害をもつ人たちにとって住み慣れた自宅・地域での生活が原則であるが、様々な阻害要因がそれを不可能する現実がある。そこで、個別に求められた法・施策として、それらに対応する福祉サービスが生み出される。例えば、身体障害者に対する福祉サービスはその顕著な例であり、身体障害者の利用する施設は、求められるリハビリテーションのプロセスや生活条件、障害の種類・程度という様々な要因によって、今回の障害者自立支援法での変更までに33種類の身体障害者施設を作りだしてきた。

このような施設の細分化は法・施策制定の結果であり、本来、障害をもつ人に対する支援としての施設が、障害の形態、程度で細分化されるのは、障害をもつ人の生活を細分化していることにもなる。障害をもつ人にとっての「生活概念」について本論では控えることにするが、結果的に、このように施設を細分化したことは、障害をもつ人たちにとって、個々の視点からの生活支援の施策ではなかったこと、つまり障害別の更生（リハビリテーション）を主目的とした援助であったといえる。

(2) 家族の視点から

障害をもつ人たちが利用する施設を考察する際に、その家族への考察を欠かすことは出来ない。もちろん障害をもつ人を「個」として捉えて、その関係性から施設に対する考察を深めることも重要である。しかし、これまで障害をもつ人たちを「個」として捉え、家族以外の社会的関係における主体者として論じられることは少なかった。

「親が元気な間は、家族ともに過ごすのがよい。」

「家族が主として介護（見守り）をする。」

障害をもつ人たちに対する、これらの言説が、今でも多く存在している。一般的あるいは研究の分野においても、障害をもつ人たちは家族から「介護（見守られる）存在」「保護される存在」として主体化されることなく、客体化された位置づけされることが多かった。しかし、当事者団体である「青い芝⁴⁰⁾」などの身体障害者の一部の人たちは自らの「社会的自立（自律）」を問う運動や、今日の福祉サービスの視点が障害をもつ個人を捉える傾向も多く見られるようになった。また、障害をもつ人自身の変化と同時に家族の意識の変化も大きい。従前の家族意識からの変化は、例えば石原⁴¹⁾や春日⁴²⁾の研究にも述べられているが、家族個々の構成員の関係性に注視し、その夫婦関係、親子関係、兄弟（姉妹）関係を巡る被介護者—介護者などのダイアド関係（二者関係）に焦点化されることが多い。これらには、家族の集団内において障害をもつ人に対する介護（見守り）などのストレスを制度・文化的な視点から抑圧的・拘束的側面を抽出する要因として位置づけられている。そのストレスの解決のための具体的方策としての最後の結論が、施設とも言える。

家族に障害をもつ人がいる場合、特に親の心情は、当然個別的であるが、下記のような語りが代表的である。

『「この子を残して死ねない」と思いつつ、その子の生き方をさせず、世間体ば

かり気にして暮らしている。そして子どもに何もさせずに、何でも自分でやってしまう。それも文句を言いながら。私は自分の体験を通じて、ぜひ親が生きているうちに子どもの生きたいように生きさせてほしいと思います。失敗もさせていただきたい。⁴³⁾』

この言葉は、障害をもつ子どもがいる親の気づきが表れている。子ども自身の生き方を世間体や親自身の当惑で阻害していることに気づきつつも、子どもに対する不憫な気持ちを持ちながら関わっている。石川が述べている「“障害児の親”としての適切な振る舞い⁴⁴⁾」を多くの親たちは、余儀なくされている。そのような親たちの最後に頼るべき社会資源が、これまでの施設である。前述のように、今日の障害者施設が障害別に細分化された施設となっているのは、親たちが自分の「子どもの障害に適した施設」を望んだ結果ともいえる。社会的には、ノーマライゼーションの必要性は感じつつも、現実には自分の子どもの障害特性に応じた支援が得られる施設を求めるのである。「親なき後の安心の場」として、子どもの障害特性に応じた施設を望む気持ちは、結果として子どもの生活の場を狭めていることにも気づいているのであろう。現在の障害の有無に関わらず「個人」単位の社会に自らの子どもの生を託したいが、家族が主体となって保護されるべき存在として位置づけられてきた子どもが容易に社会に受け入れられるとは感じていないのである。それならば同じ障害をもつ子どもたちとの、(親たちにとって)安心した生活の場を求めることは当然ともいえる。

従前の施設の役割は、そのような親たちの願いを具体化し、「保護・安全の場」として、その数を増やすことが「障害者福祉の向上」と理解されてきた。

しかし、今日の福祉サービスの視点は「個別化」された利用者に変換している。このような「個別化」された福祉サービス提供が実現するには、従前の家族が主体となって障害をもつ人を保護すべきものとされてきた「社会的弱者」からの脱却をも生み出すであろう。特に、多くの障害をもつ人たちにとっては、家族を媒介としてのみ実現されてきた生活を送る上での権利・義務の行使を自

らの決定で行う機会を手に入れることにもなる。このことは、まさしく障害をもつ人たちの自立（自律）を改めて議論する機会を当事者だけでなく、広く社会に与えることになる。だが、一方では批判はあるが、これまでの家族が担ってきたインフォーマルな人間関係の脆弱化を招来することも避けられない。

藤崎は、このような福祉政策における「個別化」の背景にある「生活の共同性」について福祉サービスの「個別化」を支持しつつも、同時に「家族や地域社会の枠に必ずしも制約されない、共生の理念に裏打ちされたネットワーク」の重要性を述べている⁴⁵⁾。確かに、藤崎の述べるような「共生の理念」が今後、地域を主体にして反映されるようになれば、障害の有無に関わらず、「自らの望む生活」の継続は可能となるであろうが、現在も残る障害観に対するステイグマの存在は、精神障害者に対するものを代表にして大きな課題である。その結果、精神障害者に対する「精神障害者は怖い人」「精神病院は他の病院とは異なる病院」というイメージが増幅し、彼らをより社会的に遠い存在とするシステムが作られてきたのである。そのような隔離収容施策は、「精神障害者が見えない存在」として成り立たすことにより、彼らの真の生活像も、一般の人たちからは見えないものとなってきた。結果的に、彼らの生活の場は、より狭められ、病院・施設以外の生活が困難となってしまったのである。この構図は、多少の差はあるが他の障害をもつ人たちにも共通したものとも言える。

4. おわりに—今後の地域社会と障害者施設への検討の視座から

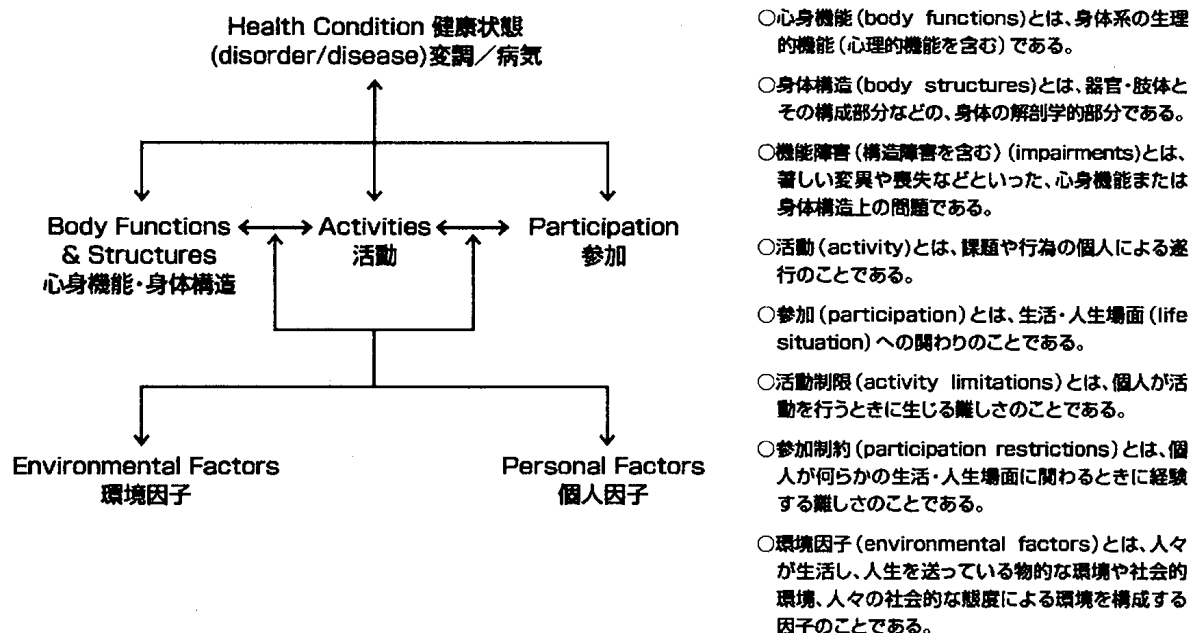
今日、わが国においても住民主体による自律的自治活動が主流となりつつある。例えば各市町村において「福祉のまちづくり」と称して行われている活動が、それに該当する。しかし、そのような活動において、障害者施設コンフリクトに対する検討は未だ殆どなされていないのが現状である。視点を変えれば、これは地域住民にとって、未知なる障害をもつ「他者」の受け入れに対する住民のコンセンサスへの問いかけでもある。障害をもつ人と地域住民との軋轢・衝突を、相互の他者受容として捉えることは、今後に望まれる共生社会には不

可欠なものである。

障害者施設コンフリクトでは、表面上の「社会的弱者の人権尊重」「障害者差別の禁止」「ノーマライゼーション社会の推進」などが明示される中で、個別的な「心情」「世間の評価」という次元を発端とした差別的な感情に膨らんでいるのである。

今日の法的な次元の評価においては、障害者施設の建設に反対する住民の行動は、「障害をもつ人への不当な差別」と判断されることは明らかである。しかし、このような結果を導くような単なる法的な解決行為では、今日の「障害観」への問いかけと同様に、真の解決にはならないことも明白である。このような法的な解決では、当該地域において障害をもつ人たちと住民との真の共生化への溝を拡げることになる。施設が建設されても、その建物は地域住民にすれば「関係のない建物」「迷惑な建物」という意識を増長させるものとなる。

周知のように2001年に世界保健機関（WHO）によって提示されたICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) では、「障害」を「生活機能」という視点で捉えていることであった。しかし、「障害」



出典:社会福祉士養成講座3「障害者福祉論」福祉士養成講座編集委員会編集 中央法規

図2 国際生活機能分類 (ICF) の構成要素間の相互作用

に対する社会的抑圧は想定されておらず、あくまでも「障害に至る要因の諸帰結」としての「障害観」が想定されており、そうした「障害に至る要因の諸帰結」に影響する因子のひとつの「環境因子」が、個人の性格などの「個人因子」と並列にあげられているにすぎない。

「障害」を社会的に捉える要因として「環境因子」の代表的なものが障害者施設コンフリクトである。このことは、単に「障害観」への再考察だけでなく、今後の地域生活を構築する際の、障害をもつ人と地域住民、そして周囲の住民にとって、人権理念の空洞化・形骸化を防止し、いかに相互対話・相互理解の場を構築することができるのかの主要なテーマと言える。

注

- 1) 吉田久一「現代社会事業史研究」川島書店、1990, p391
- 2) 右田紀久恵「社会福祉施設に期待される社会的役割」『月間福祉』1977 (昭和52) 年11月号, p4-15
- 3) 秋山智久「「施設の社会化」とは何か—その概念、歴史、発展段階—」『社会福祉研究』1978 (昭和53) 年10月号, p39-44
- 4) 市川和彦『施設内虐待』誠信書房、2000, p2
- 5) 市川和彦、前述書p3
- 6) 白石大介『精神障害者への偏見とステイグマ』中央法規、1994, p231
- 7) Worfensberger, W. 『ノーマライゼーションの展開—英国における理論と実際—』中園康夫、小田兼三監訳、学苑社、1994, p26
- 8) 小畑清剛『魂のゆくえ』ナカニシヤ出版1997, p2
- 10) 「平成16年社会福祉施設等調査結果の概況」、平成18年3月23日厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課
- 11) 「サポート」2006, 2.No.589, 財団法人日本知的障害者福祉協会, p14
- 12) <http://www2.odn.ne.jp/~cla14160/kogi.html> 京都ライフサポート協会ホームページより

- 13) 在宅重症心身障害（児）者にデイサービスの機会を設け、日常生活動作、運動機能等に係る訓練指導等を行うことにより、運動機能の低下防止・発達と保護者の介護負担の軽減を図り、もって在宅重症心身障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的としている。
- 14) 例えば1996（平成8）年では、全国の重症心身障害児施設の利用者数は7,887人であるが、2004（平成16）年では、10,326人に増加している。（厚生労働省データベースより）
- 15) 最近では、援助者自身が真の「対等」な関係構築から関わりを求める援助関係について述べていることもある。例えば、尾崎新『ケースワークの臨床技法－「援助関係」と「逆転移」』誠神書房,1994 では、健全な自分が、障害をもつ人への援助において、障害の有無が援助関係の上下関係を自然に位置づけることを指摘している。
- 16) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が提出した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（2003/03/28）では、第2章今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方の1. 特別支援教育における基本的視点では、「障害のある児童生徒にとって、自立や社会参加は重要な目的である。可能な限り自らの意思及び力で社会や地域の中で生活していくために、教育、福祉、医療等様々な側面から適切な支援を行っていくことが求められている。障害のある児童生徒の教育については、自立や社会参加のための基本的な力を培うために障害の状態に応じて行う教科指導に加えて、自立活動の指導、すなわち、障害に起因して生じる種々の困難の改善・克服のための指導という重要な機能がある。この機能に関しては、近年の国際的な障害観の変化も踏まえれば身体機能や構造の欠陥を補うという視点で捉えることは適切ではなく、生活や学習上の困難や制約を改善・克服するために適切な教育及び指導を通じて、障害のある児童生徒の主体的な取組の支援を行うことを特別支援教育の視点として考えていく必要がある。」と述べられている。
- 17) 市川和彦、前述書、p56

- 18) オランダ語の「くんくん匂いをかぐ」と「うとうとする」という2つの言葉をあわせた造語で、心地よい感覚刺激（光、音楽、触感、香りなど）を提供し、それらを楽しみながらリラックスする空間のことである。重度の知的障害をもつ人々との関わりの理念として、約25年前にオランダのエデにある知的障害を持つ人の施設で生まれ、その後世界に広まった。障害をもつ人ができるだけ感じ取りやすく、楽しみやすく、リラックスしやすいように、光、音や音楽、感触やささまざまな香りなどを体験できる素材を揃えた環境を設定する。障害をもつ人との活動として、援助者は治療効果や発達を一方的に求めず、障害をもつ人の人や物への対応の仕方をありのままに受け入れていく。
- 19) 社会福祉施設も当該地域の社会資源として認識するという概念
- 20) 古川孝順・庄司洋子・三本松政之編、『社会福祉施設-地域社会コンフリクト』誠信書房、1993
- 21) 2004,10/4~10/26 神戸新聞連載記事より
- 22) 古川孝順・庄司洋子・三本松政之編、前述書、p3
- 23) 例えば1996年を例にすれば、障害者関係施設は4,992施設であり、前年に比較して237施設（5.0%増加）となっている。厚生労働省統計資料（1996）より
- 24) これらの発生件数については、次の文献で挙げられている数値をまとめている。
- ・大島巖編『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設—「施設摩擦」への挑戦』星和書店、1992,p122
 - ・佐藤久夫・小澤温「障害者と社会」『障害者福祉の世界』有斐閣・有斐閣アルマ、2000,p167
 - ・磯崎由美「なぜ人びとは施設設置に反対するのか—精神障害者を排除する論理」『ヒューマンライツ136号』社団法人 部落解放・人権研究所発行、1999,p4
- 忍博次『自立・人間復権の福祉を求めて』筒井書房、1997,p11,p22,p37

- 25) 吉岡剛彦『精神障害者施設建設をめぐる「施設コンフリクト」の問題構成』
九大法学83号,p449~p530,九大法学会編,2001
- 26) 名和田是彦「都市と領域的秩序」『法哲学年報・1999—都市と法哲学』
p79,日本法哲学学会編、有斐閣,2000
- 27) 夏祭りなどの行事による地域交流は行われているが、ここでは日常生活場
面における一般的な「近所付き合い」を意味している。
- 28) シェリダス・ランファルたちが提唱した先進国などで「自分が出した廃棄
物であっても自分の裏庭に捨てるのを嫌がる」傾向のことである。
- 29) 電源立地地域対策交付金などのいわゆる電源三法交付金、固定資産税、法
人税などの地元への税収入の増収、さらには雇用の拡大などが期待され
る。
- 30) 高齢者施設に対しては、近年地元の高齢者福祉サービスの拠点としての期
待がもたれるので、以前ほどの反対は減少している。
- 31) 筆者が訪れたK市の場合も、施設建設予定周辺には「大規模施設反対」と
いう幟が各戸に立てられていた。
- 32) 吉岡剛彦、前述書p488
- 33) 主として、社会的マイノリティ（少数者）に対する差別論を意味する。
- 34) ここでのコミュニティとは、欧米における社会的現実としての意味だけで
はなく、日本独自の地域集団（自治会など）を意味する。
- 35) 小畑清剛、前述書、p186
- 36) 小畑清剛、前述書、p190
- 37) 『もう施設にはかえらない—知的障害のある21人の声—』「10万人のため
のグループホームを!」実行委員会、中央法規,2002,p24
- 38) 前述書p24
- 39) 2004（平成16年）6月1日現在で、一般企業の法定雇用率1.8%に対して実
雇用率は1.49%であり、法定雇用率達成企業は42.1%にすぎない。（厚生労
働省障害者雇用対策の概要より）
- 40) 1957（昭和32）年に結成された脳性まひ当事者の人たちの運動団体。

- 41) 石原邦雄「精神障害者と家族の問題」岡上和雄・大島巖・荒井元傳編『日本の精神障害者』ミネルヴァ書房,1988, p13-32,
- 42) 春日キスヨ『介護問題の社会学』岩波書店、2001, p77-114,
- 43) 広田和子「安心して死ぬるために、楽しく生きてほしい」『月刊ぜんかれん2月号 特集／親なき後は今の問題』全家連、1998,p16-19
- 44) 石川准「障害児の親と新しい「親性」の誕生」井上真理子・大村英昭編『ファミリーズの再発見』世界思想社,1995 ,p25-59,
- 45) 藤崎宏子「家族と社会福祉」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際—福祉社会学研究入門—』東信堂,2000 ,p111-137